

Press Release

(行事・催し物)

件名	市立栄幼稚園存続に伴う「美唄市立学校設置条例の一部を改正する条例を廃止する条例」(素案)に対するパブリック・コメント手続きについて
実施日	9月24日(火)～10月23日(水)
場所	
主(共)催	美唄市教育委員会 学務課
開催の趣旨	美唄市立栄幼稚園については、令和2年3月末をもって閉園する条例改正を提案、決定しておりましたが、同園は、アルテピアツツア美唄の自然や彫刻と触れ合う中で、子どもたちの情操を育みながら幼稚園教育を行っており、こうした全国的にもあまり類のない本市の特徴ある栄幼稚園を存続するための条例案を議会に提案したいと考えており、案件について市民のみなさんのご意見を募集する。
内容	・9月24日から10月23日まで意見を募集 ・11月中旬意見結果公表予定 方法については別紙のとおりです。
参加対象	市内にお住まいの方、市内に勤務する方、市内の学校に在学する方、市内で事業を営む方、市内で活動する団体、納税義務がある方、本案件に利害関係がある方。
参加人数	名
備考	
担当課	学務課 担当 高橋 電話 0126-62-3130 (内線 2728)

ご意見を募集します

美唄市立栄幼稚園については、令和2年3月末をもって閉園する条例改正を提案、決定しておりましたが、同園は、アルテピアッツァ美唄の自然や彫刻と触れ合う中で、子どもたちの情操を育みながら幼稚園教育を行っており、こうした全国的にもあまり類のない本市の特徴ある栄幼稚園を存続するための条例案を議会に提案したいと考えておりますので、次の案件について市民のみなさんのご意見を募集します。

市立栄幼稚園存続に伴う

「美唄市立学校設置条例の一部を改正する条例を廃止する条例」 (素案)

市立栄幼稚園を存続するため、必要な改正をするものです。
詳細は、同封の資料をご覧ください。

【改正条例(素案)の概要、改正条例(素案)、新旧対照表、参考資料】

◆意見募集期間

令和元年9月24日(火)～令和元年10月23日(水)

◆意見提出者の範囲

市内にお住まいの方、市内に勤務する方、市内の学校に在学する方、市内で事業を営む方、市内で活動する団体、納税義務がある方、本案件に利害関係がある方。

◆意見の提出先及び問い合わせ

〒072-8660 美唄市西3条南1丁目1番1号

美唄市教育委員会 学務課

電話 0126(62)3130 FAX 0126(62)1088 電子メール gakumu@city.bibai.lg.jp

◆意見の提出方法

意見提出用紙に住所、氏名、連絡先を明記し、次のいずれかの方法で提出ください。

◎持参、郵送、FAX、電子メール

◆意見の検討結果

意見の検討結果は、令和元年11月中旬に公表する予定です。

◆条例素案と意見提出用紙は、市役所4階教育委員会事務局、栄幼稚園、市民会館、図書館、総合体育館、保健センター、子育て支援センター、ピパの子保育園、認定こども園ひまわり、へき地保育所、市民ふれあいサロン(コアビバイ内)に配置しているほか、市のホームページ(<http://www.city.bibai.hokkaido.jp>)に掲載しています。

◆パブリック・コメント手続実施責任者

学務課長 阿部 良雄

■資 料

○市立栄幼稚園存続に伴う「美唄市立学校設置条例の一部を改正する条例を廃止する
条例」(素案)の概要 1P

○栄幼稚園の概要 2P

○美唄市立学校設置条例の一部を改正する条例を廃止する条例(素案) 4P

○条例(素案)新旧対照表 5P

市立栄幼稚園存続に伴う

「美唄市立学校設置条例の一部を改正する条例を廃止する条例」(素案)の概要

■ 改正の理由

美唄市立栄幼稚園は、平成 29 年度に、令和 2 年 3 月末をもって閉園する条例改正を提案、決定しておりましたが、同幼稚園は、アルテピアッツァ美唄の景観と一体化した安らぎと心とむ空間を形成し、自然や彫刻と触れ合う中で、子どもたちの情操を育みながら幼稚園教育を行っており、本市の特徴的な幼児教育として評価されているところであります。

こうした全国的にも、あまり類をみない本市の特徴ある栄幼稚園を残していこうとするものです。

この案件について、市民のみなさんのご意見を募集します。

なお、この条例は、公布の日から施行します(令和元年 12 月中旬に施行予定)。

■ 改正の内容

改正の条項	改正内容及び理由
第 2 条	別表第 3「美唄市立栄幼稚園」削除しないこととし、「及び別表第 2」を「から別表第 3 まで」に改めるもの。

■ 幼稚園の安全確保対策等について

(1) 園児の安全対策

アルテピアッツァ美唄と同じ建物内にあることから、指定管理者である NPO 法人アルテピアッツァびばいと連携を密にしなが、園児の見守りなどの必要な対応を行い、しっかりと安全確保を図ってまいります。

(2) 園舎の老朽化対策

園舎の木造 2 階建て校舎の 1 階部分を幼稚園園舎として活用していますので、今後とも、園舎の安全確保を図るために、必要な修繕・整備などを行ってまいります。

(3) 少子化対応等

少子化により園児の減少が見込まれますが、幼稚園と美術館の豊かな自然に触れて感動する体験や、園児が集団生活を通して人との関りを深めることも重要なことから、市内の保育園や私立幼稚園との交流活動などを行ってまいります。

■ 園の運営していくため次の経費が必要となります。

- (1) 幼稚園管理運営費(光熱費・事務費等)及び人件費 32,200 千円【H30 決算額】
- (2) 園舎の老朽化対策経費【※参考：平成 10 年度大規模改修費 113,785 千円】
- (3) 今後、園児の安全対策等の経費が発生する可能性があります。

栄幼稚園の概要

(2019 年度園運営計画より)

栄幼稚園は、美唄市の東南、旧三菱炭鉱の山峡の入り口にあたる落合町栄町にある。

平成 11 年旧市立栄小学校の一部を園舎として改修され、2 階には安田侃氏の彫刻ギャラリー・市民ギャラリーが併設されている。園舎の周辺は緑一色で四季折々の自然がたっぷりの環境になっている。園舎前面には遊具施設が、また裏側には安田侃氏のイタリア大理石の野外彫刻や流路、池が調和よく配置され、その広い空間の中で子どもたちは心を育てながら伸び伸びと生活している。



1 在園児数

(令和元年 9 月 1 日現在)

学級名	男	女	計
5 歳児 ゆり組	5 歳児 3 名	5 歳児 2 名	5 名
4・3 歳児 もも組	4 歳児 2 名	4 歳児 4 名	12 名
	3 歳児 1 名	3 歳児 5 名	
合計	6 名	11 名	17 名

3 卒園児総数

平成 30 年度 (第 64 回) 卒園児 5 歳児 13 名 累計 2,092 人

4 運営の方針

幼稚園では、家庭で体験できない社会・文化・自然などに触れ、教師に支えられながら幼児期なりの世界の豊かさに出会う場でもある。幼児期の特性をふまえ、環境を活用し幼児期の主体的な活動としての遊びを十分に確保し、充実させることを基本として保育を展開していくことが大切である。

本園では、幼児との信頼関係を築き、よりよい教育環境を創造していくために、以下のことを運営方針とする。

- ①幼稚園教育要領に基づいた教育課程、指導計画の改善に努め、保育の充実を図る。
- ②経営の柔軟化に努め、より開かれた幼稚園づくりの推進を図る。

- ③特別な支援を必要とする園児理解に努め、特別支援教育の充実を図る。
- ④幼稚園教育と小学校教育のスムーズな接続を視野に入れた幼・小連携を図る。
- ⑤保護者のニーズに応える子育て支援の推進を図る。
- ⑥学校評価の実施により園運営や保育活動の改善を図る。
- ⑦専門職としての資質能力の向上を図る。
- ⑧教育環境の整備、教材備品の有効活用を図る。
- ⑨安心安全を保障する、安全教育の充実を図る。
- ⑩私立幼稚園、保育所、認定こども園との相互理解に努める。

美唄市立学校設置条例の一部を改正する条例を廃止する条例(素案)

美唄市立学校設置条例の一部を改正する条例(平成29年条例第18号)は、
廃止する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

美唄市立学校設置条例の一部を改正する条例を廃止する条例(素案)新旧対照表

新	旧				
<p>本則</p> <p>第2条 市立学校の名称及び位置は、別表第1から別表第3までに掲げるとおりとする。</p> <p>別表第3</p> <table border="1" data-bbox="177 629 767 719"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>美唄市立栄幼稚園</td> <td>美唄市字美唄 1,783 番地</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	美唄市立栄幼稚園	美唄市字美唄 1,783 番地	<p>本則</p> <p>第2条 市立学校の名称及び位置は、別表第1及び別表第2に掲げるとおりとする。</p> <p>(削る)</p>
名称	位置				
美唄市立栄幼稚園	美唄市字美唄 1,783 番地				

意見提出用紙

パブリック・コメント手続実施責任者 学務課長 阿部 良雄

TEL. 0126 (62) 3130 Fax. 0126 (62) 1088

市立栄幼稚園存続に伴う

「美唄市立学校設置条例の一部を改正する条例を廃止する条例」(素案)に対するご意見

○氏名又は名称 _____

○住所又は所在地 _____

※住所が市外の場合、次のうち該当するものを選んでください。

市内在勤(事業所等の名称・所在地 _____)

市内在学(学校の名称・所在地 _____)

納税義務者(納税している市税の種類 _____)

利害関係者(具体的な利害関係 _____)

○連絡先(電話) _____ (メールアドレス) _____

※上記の記述がないものは受付できませんので、ご注意ください。

これらの情報は公表しません。

【ご意見】①美唄市立学校設置条例の一部を改正する条例を廃止する条例」(素案)について